

北陸国立3大学理学療法研究会 定款

(2022年9月15日策定)

第1章 総則

第1条 この会は、「北陸国立3大学理学療法研究会」という。

第2条 この会は、事務局を代表の定める所におく。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、北陸地方（富山・石川・福井）を中心に理学療法士の知識や技術向上のために、研修会の開催や、日本理学療法士協会認定理学療法士制度の教育機関として活動することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 認定理学療法士制度申請のための教育機関を運営
- 2 研修会を開催
- 3 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員の得喪

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 この会の目的に賛同する個人。
- 2 名誉会員 専門の学術またはこの会の設立と発展に特に功労のあった者のうちから、理事会で推薦され総会で承認された個人。
- 3 賛助会員 この会の目的に賛同する団体。

第6条 会費の額は、理事会にて定める。

第7条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 死亡
- 3 除名

第8条 退会しようとする会員は、書面により事務局に通知しなければならない。

第9条 退会の申し出がなければ、次年度も会員の地位は継続する。

第10条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 1 この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
- 2 公序良俗に反する行為をしたとき

第4章 役員得喪

第11条 この会の役員は、理事15名以内とする。顧問を若干名おくことができる。

第12条 会長は理事会の中から、第13条に定める理事の投票により選任される。

第 13 条 理事は総会で選挙を行い、総会で同意を要する。

第 14 条 理事の任期は 2 年とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 15 条 会長は、理事の中から副会長を 2 名指名する。会長に事故ある時は副会長が会長を代行する。

第 5 章 組織

第 16 条 この会の決議機関は総会とする。

第 17 条 理事は、理事会を組織して、この会の業務につき、定款に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する。

第 18 条 総会の招集は、招集者が少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第 19 条 定足数は、総会は会員総数の 5 分の 1、理事会は理事の過半数の出席を必要とする。但し、委任状の届けがある場合出席をしたものとみなす。

第 20 条 議決は定款に特段の定めがない場合は出席数の過半数とし、賛否同数の場合は会長の決することとする。

第 21 条 総会および、理事会は会長が招集する。

第 6 章 資産および会計

第 22 条 この研究会の資産は次のとおりとする。

- 1 別紙財産目録記載の財産
- 2 事業に伴う収入
- 3 寄付金品
- 4 その他の収入

第 24 条 この会の資産は、理事会の議決を得て会長が管理する。

第 25 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更および解散

第 26 条 この定款の変更は、理事会で 3 分の 2 以上の議決を必要とし、さらに総会の議決をへなければならない。

第 27 条 この会の解散は、総会で会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。但し、会長が少なくとも 2 回以上総会を招集しても、定足数が不足して総会を開催することができない場合は、理事会において全理事の議決をへて、会長が宣言する。

第 8 章 補則

第 28 条 この定款は、令和 4 年 10 月 1 日から効力を生じる。